

## 問 診 票

問診票は、介護保険の要介護認定に必要な主治医意見書を作成する際、参考にさせていただく資料です。主治医意見書の作成目的以外には使用せず、公開することはありません。

ご本人もしくはご家族の方が、お答えできる範囲で記入チェックをして、かかりつけ主治医まで提出をお願いします。

申請者氏名：

生年月日：

住 所：葛飾区 丁目 番 号

記入者（ご本人・ご家族）

家族状況（独居・同居の家族人）

主な介護者（妻・夫・子・その他）

記入年月日 令和 年 月 日

1. (1) 現在、他の病・医院で継続的に診察・治療を受けていますか。

病・医院名： \_\_\_\_\_

診療科名： \_\_\_\_\_

病名：1	発症年月日	年	月	日頃
2	発症年月日	年	月	日頃
3	発症年月日	年	月	日頃

- (2) 以前かかった病気がありますか。

1	発症年月日	年	月	日頃
2	発症年月日	年	月	日頃

2. 心身の状態について当てはまるものに[  ]してください。

- (1) 身体的なことについて

<障害の自立度>

- 身体的に特に問題は無い。(自立)
- 日常生活はほぼ自立している。一人で外出し、バスや電車を利用している。(J1)
- 日常生活はほぼ自立している。一人で近所になら外出できる。(J2)
- 日中はほとんどベッドから離れて生活しているが、外出には介助が必要。(A1)
- 外出の頻度が少なく、日中は寝たり起きたりの生活をしている。(A2)
- 日常生活は介助が必要で、日中もベッドの生活が主体であるが、食事・トイレはベッドから離れて行なう。(B1)

- 日常生活は介助が必要で、日中もベッドでの生活が中心で介助により車椅子に座ることができる。(B2)
- 一日中ベッドで過ごし、食事・トイレ・着替えは介助が必要であるが、寝返りは自分でできる。(C1)
- 一日中ベッドで過ごし、食事・トイレ・着替えは介助が必要で、寝返りも自分でできない。(C2)

<認知症の自立度>

- 日常生活に支障はない。(自立)
- 物忘れは多少あるが、日常生活はひとりでできる。(I)
- 外出したときに道に迷ったり、買い物や金銭管理ができないことが目立つが、誰かが注意していれば自立できる。(IIa)
- 薬剤管理、電話の対応ができず、一人で留守番ができないなどの問題があるが、誰かが注意していれば自立できる。(IIb)
- 着替え・食事・トイレがうまくできず、徘徊・火の不始末・大声・不潔行為などがあり、日常生活に介護を必要とする。(IIIa)
- 夜間を中心に、上記の状態が見られ、日常生活に介護が必要である。(IIIb)
- 常に目が放せない状態で、常時介護を必要とする。(IV)
- 興奮状態となったり、意味不明なことをいったり、自らを傷つけたり、他人に危害を加える恐れがある等の問題行動が継続している。(M)

(2) 認知症の中核症状

- ① ひどい物忘れがありますか。
  - ない       ある
- ② 日常の意思決定について
  - 自分で判断して生活できる。
  - 新しい出来事について多少とまどう。
  - 判断力が劣り見守りが必要。
  - 自分の判断では何もできない。
- ③ 自分の意思を伝える。
  - 問題なく伝えられる。
  - 多少時間がかかるが伝えられる。
  - 基本的な要求は伝えられる。
  - ほとんど伝えられない。

(3) 認知症の周辺症状

- ① 実際にはないものが見えたり、何も聞こえないのに音や声があるといたりすることがある。(幻視、幻聴)
  - ない       時々ある       ある
- ② お金をとられた、他人が悪口を言っているということがある。
  - ない       時々ある       ある
- ③ 夜間寝ない日が続いて、昼間寝ているため明らかに昼夜が逆転している。
  - ない       時々ある       ある



